平成２５年（再イ）第１３号

栃木県宇都宮市江曽島５丁目４番７号

再生債務者　湯川　徳子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年７月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年７月19日

宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２５年（再イ）第３号

千葉県富津市大堀３丁目16番地14

再生債務者　大野　　久

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年７月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年７月22日

千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（再イ）第６０号

横浜市神奈川区栄町22番地26　ランドシティ横濱ポートサイド402号

再生債務者　森　誠一郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年７月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年７月22日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第１６号

神奈川県足柄上郡松田町松田惣領480番地８

再生債務者　**廣**瀬　美里

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年７月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年７月19日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２５年（再イ）第８号

福井市狐橋１丁目214番地２

再生債務者　田部　彰彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年７月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年７月22日　　福井地方裁判所

平成２５年（再イ）第８号

静岡市駿河区稲川３丁目６番25号

再生債務者　笠松　正雄

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年７月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年７月22日

静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第１０号

静岡市葵区古庄６丁目10番３号

再生債務者　川島　智子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年７月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年７月19日

静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第３号

開始決定時の住所北海道上川郡東神楽町ひじり野北２条３丁目２番５号

再生債務者　東原　桂一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年７月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年７月22日　　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第２号

栃木県矢板市鹿島町17番32号

再生債務者　山田　政夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年７月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年７月22日

宇都宮地方裁判所大田原支部

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、男性、残存身長約168cm、着衣及び所持品なし、推定死後約２～６カ月経過の漂着死体

上記の者は、平成25年６月20日午後４時35分頃、石川県小松市草野町ホ28番地１から北西方向へ図測約280mの地点から北東約300mの波打ち際で、腐敗した状態で倒れているところを発見されました。

遺体は身元不明につき火葬に付し、遺骨は市内の河田寺に安置してあります。心当たりの方は小松市ふれあい福祉課まで申し出て下さい。

平成25年８月２日

石川県　　小松市長　和田　慎司

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十五年六月二十五日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二日

福島県いわき市平字堂の前一四番地

株式会社二誠堂

代表清算人　石井　裕子

解散公告

当社は、平成二十五年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二日

福島県二本松市松岡二二六番地

株式会社笠原商店

代表清算人　笠原　義文

解散公告

当社は、平成二十五年五月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二日

茨城県土浦市港町三丁目三〇番二三号ナパールビル四〇三号

有限会社大澤本店

清算人　大澤彌太郎

解散公告

当社は、平成二十五年六月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二日

東京都足立区加平三丁目二二番二二―八〇四号

株式会社河津製作所

代表清算人　井手　忠雄

解散公告

当社は、平成二十五年八月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

合同会社アルカディア４

清算人　須貝　信

解散公告

当法人は、平成二十五年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二日

東京都千代田区神田須田町二丁目六番地ラウンディック神田ビル

一般社団法人後楽会

代表清算人　正道寺嘉宗

解散公告

当社は、平成二十五年六月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二日

東京都品川区西五反田八丁目三番九号

斉魯ＩＴコンサルティングアンドサービス株式会社

代表清算人　澤井　洋一

解散公告

当社は、平成二十五年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二日

東京都足立区加平三丁目二二番二二―八〇四号

株式会社河津製作所

代表清算人　井手　忠雄

解散公告

当社は、平成二十五年八月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

合同会社アルカディア４

清算人　須貝　信

解散公告

当法人は、平成二十五年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二日

東京都千代田区神田須田町二丁目六番地ラウンディック神田ビル

一般社団法人後楽会

代表清算人　正道寺嘉宗

解散公告

当社は、平成二十五年六月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二日

東京都品川区西五反田八丁目三番九号

斉魯ＩＴコンサルティングアンドサービス株式会社

代表清算人　澤井　洋一

解散公告

当社は、平成二十五年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二日

東京都足立区加平三丁目二二番二二―八〇四号

株式会社河津製作所

代表清算人　井手　忠雄